ウ　特定個人情報の提供制限等

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法は、保有個人情報について、法令の規定に基づく場合等を除くほか、本人の同意を得ないで、第三者に提供することを認めていない（行政機関個人情報保護法第８条、独立行政法人等個人情報保護法第９条）。

地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めによっている。

番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、一般法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。同法第20条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めてはならない（同法第15条）。

さらに、特定個人情報の収集又は保管についても同様の制限を定めている（同法第20条）。

なお、本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を義務付けている（同法第16条）。

⑵　委員会による監視・監督

委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うため、次に掲げる権限を有している。

・　個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第50条）。

・　特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同法第51条第１項）。

・　勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第２項）。

・　さらに、特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（同条第３項）。

・　特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求めること又は立入検査を行うことができる（同法第52条）。

⑶　罰則の強化

行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）、「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）及び「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）においては、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第67条から第75条まで）。

なお、次表①から⑥までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第76条）。

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則		
			行政機関個人情報保護法［独立行政法人等個人情報保護法］	住民基本台帳法	国家公務員法［地方公務員法］
①	個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	４年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第67条）	２年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第53条［第50条］）	—	—
②	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	３年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第68条）	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第54条［第51条］）	２年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第42条）	—
③	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上（第69条）	—	同上（第42条）	—
④	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	３年以下の懲役又は150万円以下の罰金（第70条）	—	—	—
⑤	国の機関の職員が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	２年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第71条）	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条［第52条］）	—	—
⑥	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上（第72条）	—	１年以下の懲役又は30万円以下の罰金（第44条）	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第109条柱書、同条第12号［第60条柱書、同条第２号］）(注)
⑦	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	２年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第73条）	—	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第43条）	—
⑧	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第74条）	—	30万円以下の罰金（第46条、第47条）	—